

令和 7 年度 深川市における障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するために定めるものとする。

2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、深川市の全組織とする。

3 調達の対象となる施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げる施設等のうち、その所在地を深川市内に有し、物品等の調達が可能であるものとする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービスを行う事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（２）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に定める要件を満たす事業所等

（３）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者及び同法第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

4 調達する物品等

本市において障がい者就労施設等から調達する物品等は、次に掲げるものとする。

（１）物品

紙製品、食品、印刷物、日用品、農作物、啓発用品その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

（２）役務

クリーニング、軽作業、施設等の清掃作業その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

障がい者就労施設等からの調達目標は、別表のとおりとする。

6 調達の実施

(1) 社会福祉課は、障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。

(2) 調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号に基づく随意契約制度を活用する。

(3) 障がい者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量について考慮する。

7 調達方針及び実績の公表

(1) 本市における調達方針を策定又は見直しをしたときには、市ホームページ等により公表する。

(2) 市は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、市民福祉部社会福祉課とする。

別 表

令和 7 年度に調達する物品等及び調達目標

項 目	内 容	金 額
役 務	清掃業務他	3,750,000 円
物 品	加工食品他	50,000 円
計	役務＋物品	3,800,000 円